奈良県庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年七月三十日

奈良県知事　荒　井　正　吾

奈良県規則第十号

奈良県庁舎管理規則の一部を改正する規則

奈良県庁舎管理規則（昭和四十四年六月奈良県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

県民ホール 屋上ギャラリー	広報広聴課長

」

を

「

屋上ギャラリー	広報広聴課長

」

に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。